

# 大津市ガス特定運営事業等

## 審査講評

平成 30 年 10 月 23 日

大津市ガス特定運営事業等審査委員会

大津市ガス特定運営事業等審査委員会は、大津市ガス特定運営事業等に関して、審査要領に基づき、提案内容等の審査を行いましたので、審査結果及び審査講評等を次のとおり報告します。

平成 30 年 10 月 23 日

大津市ガス特定運営事業等審査委員会  
委員長 赤井 伸郎

# 目次

<b>第 1 事業概要</b> .....	<b>1</b>
1 事業名称.....	1
2 事業目的.....	1
3 基本運営方針.....	1
4 本事業の対象施設.....	2
5 事業方式.....	2
6 事業範囲.....	2
7 事業期間.....	3
8 事業者の選定方法.....	3
<b>第 2 審査体制</b> .....	<b>4</b>
<b>第 3 委員会の開催経過</b> .....	<b>4</b>
<b>第 4 審査結果</b> .....	<b>5</b>
1 参加資格審査.....	5
2 提案審査.....	5
3 最優秀提案者の選定.....	7
4 審査講評.....	8
5 総評.....	10

## 第1 事業概要

### 1 事業名称

大津市ガス特定運営事業等

### 2 事業目的

市の都市ガス事業は、昭和12年に供給を開始して以来、市域の拡大と市勢の発展とともに供給区域の拡大を図りながら、お客様である市民の皆様へ、低廉なガスを安全かつ安心して利用していただけるよう努めてきた。

しかし、昨今の不透明な経済情勢や省エネ意識の浸透、平均気温の上昇等の影響により、都市ガスの販売量は年々減少傾向となっていることに加え、施設の経年化に伴う更新費用の増加や人口減少が予測される中、平成29年4月からガス小売全面自由化が始まり、都市ガス事業は、お客様による契約の切替えが進むなど、これまで経験したことのない急激な事業環境の変化に直面している。よって、このままではガス料金の値上げが不可避になると考えられる。

そのため、市は、都市ガス事業の内、ガス小売事業に係る都市ガスの調達、販売、需要家保安業務（消費機器調査及び安全使用周知）等（以下「本事業」という。）に関し、市と民間事業者が共同で出資する官民連携出資会社を設立し、当該会社に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）第2条第7項に規定する公共施設等運営権（以下「運営権」という。）を設定することにより、市が長年にわたり蓄積してきたガス事業運営における経験等に加え、共同出資者となる民間事業者の経営手法や民間ノウハウ等を最大限活用することで、両者の相乗効果が発揮され、厳しい経営環境の中においても市民の皆様へ、安全、安心で安定したガス供給を可能な限りガス料金の値上げをせずに、低廉に継続していくことを計画している。

なお、市は、都市ガス事業だけでなく上下水道事業も営んでおり、これまで、これら事業と一体的に運営を行ってきたことで、事業の運営面における効率化や市民サービスの向上が図られてきた側面があるため、上記官民連携出資会社においては、ガス小売事業にとどまらず、これまで市が培ってきた効率的な事業運営と市民サービスを損なわないための関連業務及び当該会社に出資する民間事業者が提案する新規事業等を含めて、官民連携により総合的にサービスを提供し、お客様である市民の皆様にとって有益な会社として事業を展開することで、「住み続けたいまち大津」の実現に向けた一助となることを期待するものとする。

### 3 基本運営方針

本事業及び本事業に付随する事業（以下「本事業等」という。）をより適切に実施するため、本事業等の運営上最も重要と考える基本運営方針を以下に示す。市から運営権の設定を受けた運営権者（PFI法第9条第4項に規定する公共施設等運営権者をいう。以下「運営権者」又は「新会社」という。）は、以下の点を踏まえ、本事業等を実施するものとする。

ア 市民の利益を増進するため、関係法令及び所与の要求水準を満足し、安全、安心で安定したガス供給を継続すること。

イ 市民生活への貢献の観点から、市が定める範囲において水道事業に関する修繕等の一部

の業務を適切に実施すること。また、その他新規事業についても、新会社の裁量において適切に実施すること。

ウ ア及びイに定める事業を適切に実施するため、最適な業務執行体制を整え、透明で経済効率性の高い事業経営に取り組むこと。

エ 事業運営に対する市民の信頼性を高めるため、地域の資源や人材の活用等、市の地域経済に貢献する事業運営に努めること。

## 4 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、運営権者が市から運営権の設定を受けた日（以下「運営権設定日」という。）以降に市が所有し管理するガス事業施設（市において、現に都市ガス事業の用に供し、又は供することを決定した資産をいう。）の総体とする。

## 5 事業方式

本事業は、P F I 法第 16 条の規定に基づき実施する公共施設等運営事業とする。

## 6 事業範囲

本事業等の範囲は、以下のア及びイに掲げるものとする。

なお、運営権者は、本事業等の事業期間（以下「本事業期間」という。）中、本事業等に係る業務の内、本事業等に関し市と運営権者との間で締結する公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、第三者に委託することができる。

### ア 義務事業

義務事業とは、本事業等において、業務の遂行が運営権者の義務となる事業のことをいう。義務事業に関する業務は以下のとおりとする。なお、運営権者は、義務事業の遂行のため、ガス事業法第 3 条に基づくガス小売事業者としての登録を行わなければならない。また、市は引き続きガス事業法第 35 条に基づく許可を受ける者として一般ガス導管事業を営むことから、運営権者は、義務事業の遂行にあたり、一般ガス導管事業者である市との間において、別途市託送供給約款に基づく契約を締結する。

#### (ア) 特定事業

##### ① ガス小売事業に関する業務

- ・都市ガスの調達
- ・小売料金の設定
- ・都市ガスの販売・営業
- ・小売事業者に係る需要家保安業務（消費機器調査及び安全使用周知）
- ・料金収納・窓口業務

#### (イ) 附帯業務

##### ① 一般ガス導管事業に関する業務

- ・ガス漏れ等の緊急保安業務、ガス導管の緊急修繕業務

- ・ガス工作物等の検査及び点検等業務
- ・内管漏えい検査等業務
- ② 液化石油ガス（以下「LPガス」という。）事業に関する業務
  - ・LPガスの緊急保安業務、LPガス供給設備の緊急修繕業務
  - ・LPガスの需要家保安業務
- ③ 水道事業に関する業務（維持管理）
  - ・水道の漏水等緊急対応業務、緊急修繕業務
  - ・水道施設の点検等業務

#### イ 任意事業

運営権者は、本事業等の円滑な実施及び運営権設定対象施設の機能を阻害せず、かつ、関係法令等を遵守する限り、自らの責任及び費用負担の下において、必要と考える事業（風俗営業その他これに類する事業及び反社会的行為に関わる営業その他これに類する公序良俗に反する事業を除く。以下「任意事業」という。）を行うことができる。運営権者が任意事業を行う場合、運営権者は市に対し、任意事業の詳細を記載した書面による事前の届出を行うものとする。

## 7 事業期間

事業開始日は平成31年4月1日とする。また、本事業終了日は平成51年3月31日を予定している。

## 8 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により業者の選定を行う。

## 第2 審査体制

学識経験者等の委員で構成する大津市ガス特定運営事業等審査委員会（以下「委員会」という。）が、大津市ガス特定運営事業等公募型プロポーザル実施要領に基づき参加資格者から提出された提案書類の審査等を行い、最優秀提案者を選定した。

委員会の構成は、次に示すとおりである。

委員長	赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授
副委員長	草薙 真一	兵庫県立大学経済学部 教授
委員	青原 みどり	大津市地域女性団体連合会 理事
〃	本城 正貴	本城公認会計士事務所 公認会計士
〃	前田 博	西村あさひ法律事務所 弁護士
〃	青木 修	大津市企業局長
〃	鈴鹿 実	大津市ガス主任技術者

※平成 30 年 4 月 1 日付け大津市人事異動に伴い、前委員の井上明氏に代わり鈴鹿実氏が就任した。

## 第3 委員会の開催経過

委員会は計 4 回開催した。開催日及び議題等は次に示すとおりである。

審査委員会	開催日	議題等
第 1 回	平成 30 年 3 月 28 日(水)	・選定スケジュールについて ・審査要領(案)について
第 2 回	平成 30 年 10 月 9 日(火)	・提案内容に関する審査等について ・審査講評(案)の骨子について
第 3 回	平成 30 年 10 月 19 日(金)	・プレゼンテーション審査
第 4 回	平成 30 年 10 月 23 日(火)	・最優秀提案者の選定について ・審査講評について

## 第4 審査結果

### 1 参加資格審査

2 者より参加申込書及び参加申込に関する書類の提出があり、市が参加資格に関する審査を行ったところ、2 者とも参加資格要件を充足することが確認され、市よりその結果の報告を受けた。

### 2 提案審査

#### (1)提案書類の確認

2 者から提案書類が提出され、市において必要書類に不備がないことを確認され、市よりその結果の報告を受けた。

なお、審査及び評価の際は、企業名等を伏せ、提案書類提出後に通知された提案者名称を用いて審査を行った。

提案者名称	応募企業名又は代表企業名
柳が崎チーム	関西電力株式会社
膳所チーム	大阪瓦斯株式会社

#### (2)全体方針及び事業実施の審査

委員会は、審査要領に示す評価項目に対応する様式ごとに評価の視点を踏まえ、提案内容について、下表に基づき評価を行った。

評価	評価内容	採点基準
A	提案内容が非常に優れており、その効果が大いに期待できる	配点×1.0
B	提案内容が優れており、その効果が期待できる	配点×0.8
C	提案内容が要求水準等を満たしており、その効果が期待できる	配点×0.6
D	提案内容が要求水準等を満たしており、その効果がある程度期待できる	配点×0.4
E	提案内容が要求水準等を満たしている程度	配点×0.2
F	要求水準等未達	失格

#### (3)株式譲渡対価の審査

株式譲渡対価については、以下の計算式を基に、2 者の評価対象額を比較した。

「評価対象額」＝「株式譲渡対価の提案額」－「最低提案価格」

2 者について、株式譲渡対価の提案額が最低提案価格を上回っていることを確認した。2 者の評価対象額のうち、最高提案額を満点とし、最高提案額に対する提案額の割合に 30 点の配点を乗じて得点化した。

※最低提案価格は、市出資額に対する提案額（募集要項 第 3-6 (2)に規定する市出資額をいう。）の 4 分の 3 に相当する金額に 2 億 5 千 8 百万円を加算した額である。



#### (4)提案審査結果

提案審査の結果は、以下のとおりである。

項目		具体的な項目	配点	柳が崎 チーム	膳所 チーム
I 全体方針			70	45.15	52.70
1	全体事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業等の目的、背景の理解</li> <li>・基本運営方針の理解</li> <li>・本事業等への基本的な取組方針</li> </ul>	10	6.86	8.57
2	業務体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新会社の出資構成等</li> <li>・業務実施体制</li> <li>・モニタリングについて（セルフモニタリング実施方法等）</li> <li>・本市からの派遣人員についての考え方</li> <li>・導管事業の中立性確保の観点からの導管業務と小売業務の情報分離体制・方法等</li> <li>・業務引き継ぎについての考え方</li> </ul>	20	12.72	14.85
3	地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元企業の活用</li> <li>・既存出資会社との連携</li> <li>・地域雇用の維持、拡大についての考え方</li> <li>・地域経済・社会への貢献</li> </ul>	20	13.00	14.99
4	収支計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体収支計画書（販売量、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、貸借対照表）</li> <li>・資金調達の確実性</li> <li>・附帯業務に係る収支計画</li> <li>・事業リスク管理</li> </ul>	20	12.57	14.29
II 事業実施			100	67.99	79.70
1	小売業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金施策</li> <li>・商品設計（料金施策を除き、任意事業として行う事業も含む）</li> </ul>	30	24.00	26.57
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業施策</li> </ul>	10	7.14	7.14
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市ガスの調達計画</li> <li>・需要家保安に関する業務体制、実施方法</li> </ul>	10	6.57	7.71
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス管理体制</li> <li>・苦情受付方法</li> <li>・営業拠点の考え方</li> </ul>	10	6.57	6.86
2	附帯業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導管業務の業務体制、実施方法</li> </ul>	25	15.00	20.00
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・LPガス業務の業務体制、実施方法</li> </ul>	5	3.00	3.71
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道業務の業務体制、実施方法</li> </ul>	10	5.71	7.71
III 株式譲渡対価			30	8.19	30.00
合計			200	121.33	162.40
順位（位）			—	2	1

### 3 最優秀提案者の選定

上記提案審査結果に基づき、「膳所チーム」を最優秀提案者として選定した。

#### 【最優秀提案者】

【コンソーシアム名】 大阪ガス・JFE エンジ・水道機工 グループ	代表企業	大阪瓦斯株式会社
	構成員	J F E エンジニアリング株式会社
	構成員	水道機工株式会社

なお、最優秀提案者における株式譲渡対価の提案額等は次のとおりである。

株式譲渡対価の額 (株式総数 1,000 株の内、提案者が譲渡を受ける 750 株の合計額)	9,000,000,000 円
市出資額 (市の持ち分を含めた総額)	100,000,000 円

## 4 審査講評

### (1)全体方針

#### 1) 全体事業計画

柳が崎チームは、本事業等の目的、内外の事業環境の変化に対する理解をしているといった点を評価した。

膳所チームに関しては、本事業等の目的、背景の理解、市場の将来性や内外の事業環境の適切な分析、ガス需要の維持・拡大を図る方策を十分に検討するといった点を高く評価した。

#### 2) 業務体制等

柳が崎チームは、新会社の組織構成、充実した業務実施体制、本事業等の推進に資するセルフモニタリング計画、市からの派遣人員等に対するインセンティブの付与等、円滑な業務引き継ぎ体制といった点を評価した。

膳所チームは、業務実施体制の確実性、柔軟な対応が可能な組織体制、民間の創意工夫を活用したセルフモニタリング計画、市からの派遣人員等に対する待遇維持等といった点を評価した。また、準備委員会を設置することによる効果的かつ効率的な業務引き継ぎの確実性、市からの派遣人員の状況変化に対応可能なバックアップ体制といった点を評価した。

#### 3) 地域貢献

柳が崎チームは、これまで市が地元企業に発注していた業務の委託継続と将来的な拡大、ガス需要増大に向けた既存出資会社との連携、市内・県内でのプロパー職員の採用活動、市内人材の優先登用といった点を評価した。

膳所チームは、地元企業、既存出資会社への業務の委託継続、地元企業担当窓口の設置、代表企業の研修等を活用した人材育成等による地元企業及び既存出資会社の育成、地域での採用活動や地元人材の優先採用、地域社会への配慮といった点を評価した。また、円滑な連携に向け複数の関連する地元企業から関心表明を取得済であるといった点を評価した。

#### 4) 収支計画の妥当性

柳が崎チームは、大口のお客様のスイッチングを見込んだ保守的な事業計画、他の提案項目との整合といった点を評価した。

膳所チームは、小口のお客様のスイッチングを見込んだ保守的な事業計画、他の提案項目との整合、附帯業務に係る収支計画の妥当性といった点を評価した。

いずれのチームも、株式譲渡対価の支払いに対する資金調達の確実性、適切な事業リスク管理策の提案があった。

### (2)事業実施

#### 1) 小売業務

柳が崎チームは、料金施策、商品設計について、セット販売等による料金負担の軽減、多様な商品設計、大口と小口のお客様それぞれに対する明確な販売戦略といった点を評価した。

また、具体的な広報宣伝活動や大口と小口のお客様それぞれに対する営業体制が効果的で

あるといった点、安定したガス調達、適切な管理体制及びコンプライアンス体制といった点を評価した。

膳所チームは、料金施策、商品設計について、家庭用ガス料金における現料金メニューからの値下げに関する具体的な記載、民間ならではの創意工夫がみられる新料金メニューといった点を評価した。

また、ハウスメーカー等のサブユーザーからの早期情報捕捉や、大口のお客様に対するソリューション営業の展開等による効果的な営業体制、代表企業のノウハウを活用した需要家保安、安定したガス調達、長年培ってきたバックアップデータの活用による適切な管理体制及びコンプライアンス体制といった点を評価した。

## 2) 附帯業務

### a) 導管業務

柳が崎チームは、市再任用職員等の雇用による指導員の確保、継続的なプロパー社員の採用、市からの技術継承、適切な業務責任者の配置、従前の委託先の活用による業務水準の維持といった点を評価した。

膳所チームに関しては、具体的で段階的な計画に基づく確実な引き継ぎ、代表企業のノウハウを活用した保安水準の向上策、適切な業務責任者の配置、代表企業の教育ツール、研修カリキュラムの活用や代表企業への出向による保安人材の育成、代表企業の緊急保安部隊との連携による補完体制といった点を高く評価した。

### b) LPガス業務

柳が崎チームは、導管業務と同様の業務体制の確保やサービス水準の維持、適切な業務責任者の配置、LPガス事業者との連携といった点を評価した。

膳所チームは、導管業務と同様の業務体制やサービス水準の確保、円滑かつ発展的な事業継承、代表企業からの緊急時のバックアップ体制による業務支援体制の構築が可能であるといった点を評価した。

### c) 水道業務

柳が崎チームは、導管業務と同様の業務体制の確保、水道関連企業との連携、人材確保の方策といった点を評価した。

膳所チームに関しては、段階的な引き継ぎ計画、具体的な引き継ぎ手順、事業所開設時におけるオープニングスタッフの配置、構成員からの資格者配置による体制構築、人員体制の段階的な見直しといった点を高く評価した。

## 5 総評

本事業等は、市と民間事業者が共同で出資する会社を設立し、市が長年にわたり蓄積したガス事業運営における経験等に加え、共同出資者となる民間事業者の経営手法や民間ノウハウ等をPFI事業として最大限活用することで、両者の相乗効果が発揮され、市民の皆様に安全、安心で安定したガス供給を、可能な限り低廉に継続していくことを計画したものである。

今回、多くの企業から関心が寄せられた中で、2者からの応募があった。提出された企画提案書は、本事業等の内容を十分に理解し、これまでの各企業の実績を基に創意工夫が盛り込まれており、市の要求水準を上回る提案内容が示されていた。企画提案書の作成にあたっての努力に対して感謝を申し上げる。

本委員会では、これらの提案に対して、審査要領に基づき厳正かつ公正に審査を行った結果、「大阪ガス・JFE エンジ・水道機工グループ」において、本事業等の特性を理解した上での業務体制や地域貢献等に関する提案、附帯業務における業務体制や引き継ぎ体制の構築に関する提案等があり、これらの提案を高く評価するとともに、株式譲渡対価の提案額について、高い評価となったことから、合計点で勝った大阪瓦斯株式会社を代表企業とする「大阪ガス・JFE エンジ・水道機工グループ」を最優秀提案者として選定した。

今後、新会社に対して、市から運営権が設定されると、「大阪ガス・JFE エンジ・水道機工グループ」は、官民出資会社に出資するパートナーとして、長期間にわたり事業を支えていただくこととなる。その際に、市と「大阪ガス・JFE エンジ・水道機工グループ」は、本事業等が市民に欠かせないインフラとして極めて重要な位置付けを担うものであることを再認識し、官民パートナーシップの精神に基づき、本事業等の円滑な推進に努めていただきたい。

なお、本事業等をより良いものとするため、以下の項目について十分に配慮し、事業を推進していただきたい。

- これまで市が努めてきた安全、安心で安定したガス事業を継続していけるよう適切に小売業務及び附帯業務を継承すること
- 小売業務については、提案された現料金メニューからの値下げの実現・継続や、これまで公営企業ではできなかった積極的なサービスの展開といった、民間ならではの創意工夫を図ることで、機動的に事業を推進すること
- 導管業務、LPガス業務及び水道業務については、附帯業務として円滑かつ発展的な業務継承を図ることで、持続可能な緊急保安等の体制を構築すること
- 地元企業や既存出資会社との連携、育成について、提案内容を遵守すること